

総 税 都 第 1 6 号
平成 2 9 年 4 月 1 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

総 務 大 臣

地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）
の一部改正について

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 2 号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成 2 9 年政令第 1 1 8 号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 2 9 年総務省令第 2 6 号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 2 9 年総務省令第 2 7 号）が平成 2 9 年 3 月 3 1 日にそれぞれ公布され、いずれも原則として同年 4 月 1 日（地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 2 9 年総務省令第 2 7 号）は平成 3 0 年 4 月 1 日）から施行されることとされました。

これに伴い、「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）」（平成 2 2 年 4 月 1 日総税都第 1 6 号総務大臣通知）を下記のとおり改正しますので、貴職におかれましては、この趣旨を御理解いただき、適切に対処されるようよろしくお願い申し上げます。

なお、本通知は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

記

「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）」について、別添新旧対照表のように改正する。

本通知による改正後の次に掲げる規定は、それぞれに定めるところにより適用する。

イ ロからワまでに掲げる規定以外の規定 平成 2 9 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の道府県民税、同日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税、同日以後に事業者が行う課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れ並びに同日以後に保税地域から引き取られる課税貨物に係る地方消費税、同日以後に行われる地方消費税の清算、同日以後の軽油の譲渡に対して課すべき軽油引取税

ロ 第 2 章 1 2 の 2、1 3、3 3 の 2、3 8（2）、3 9、4 0 の 2（1）、4 0 の 3（1）及び 4 1 平成 3 0 年度以後の年度分の個人の道府県民税

ハ 第 2 章 4 9 の 2（4）平成 2 9 年 4 月 1 日以後に提出する修正申告書若しく

- は更正請求書に係る法人の道府県民税又は同日以後にされる更正に係る事業年度分の法人の道府県民税若しくは連結事業年度分の法人の道府県民税
- ニ 第2章50(7)、50の2(2)、50の4(7)及び50の6(2) 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律(平成29年法律第 号)の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後に終了する連結事業年度分の法人の道府県民税
- ホ 第3章4の6の10(4)、5の3(2)及び9の1から9の14まで 地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号)の公布の日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税
- へ 第3章4の11 平成29年4月1日以後に確定申告納付の期限が到来する法人の事業税
- ト 第3章5の3(3) 平成29年4月1日以後に提出する修正申告書若しくは更正請求書に係る法人の事業税又は同日以後にされる更正に係る事業年度分の法人の事業税
- チ 第3章6の5、6の6、6の14及び7 平成29年4月1日以後に行われる法人の事業税の確定申告納付に係る期限の延長の承認申請書の提出に基づく承認
- リ 第3章6の7、6の9及び6の10((1)及び(2)を除く。) 平成29年10月1日以後に申告納付の義務が発生する法人の事業税
- ヌ 第3章8 平成29年10月1日以後に行われる株式交換等に係る法人の事業税
- ル 第3章10 平成31年10月1日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税
- ヲ 第3章10の4、11の3、11の4及び12 平成29年以後の年の年中における事業の所得に対して課する個人の事業税
- ワ 第5章3(6)から(8)まで及び18(3) 平成29年4月1日以後に新築された居住用超高層建築物(同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分を有するものを除く。)の専有部分及び共用部分の平成30年4月1日以後の取得に対して課すべき不動産取得税
- カ 第7章 平成31年1月1日以後のゴルフ場の利用に対して課すべきゴルフ場利用税
- ヨ 第16章 平成31年1月1日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税

なお、「地方税法の施行に関する取扱いについて(道府県税関係)の一部改正について」(平成28年4月1日総税都第10号総務大臣通知)による改正後の第9章8の規定は、平成31年10月1日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用することに改める。